

参 考 資 料

令和 5 年 3 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 9 号 関係	寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正	1
議案第 10 号 関係	寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定	5
議案第 11 号 関係	寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	9
議案第 12 号 関係	寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正	11
議案第 13 号 関係	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	14
議案第 14 号 関係	寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正	24
議案第 15 号 関係	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	26
議案第 16 号 関係	寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正	29
議案第 17 号 関係	寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	32
議案第 26 号 関係	包括外部監査契約の締結	33
議案第 27 号 関係	市道の廃止	38
議案第 28 号 関係	市道の認定	44
議案第 31 号 関係	有功者の選定	59

寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正

1 改正理由

『寝屋川市みんなのまち基本条例』第27条の規定に基づき、同条例の内容について、「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」における検証の結果等を踏まえ、必要な見直しを行うため、一部改正を行う。

【備考】

「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」の提言において、変更することが望ましいとされた事項(要旨)

- 前文について
 - ・ 「持続的な発展が可能な社会」という文言について、一般的に使用されている「持続可能な社会」に変更することが望ましい。
 - ・ 今後、多様性を尊重する社会の実現の重要性はより高くなることを見込まれること等を踏まえ、「多様性を認め合い」という文章を追記することが望ましい。
- 第6条(安全・安心の向上)について
 - ・ 保健所を有する中核市として、コロナ禍の現状や経験等を踏まえ、「健康危機」及び「健康危機対応力」の文言を追記することが望ましい。
- 第9条(個人情報の保護)について
 - ・ 個人情報保護法制の一元化に伴い、本市の個人情報保護制度は『個人情報の保護に関する法律』にのっとった運用となるため、その内容を踏まえ、条文を見直すことが望ましい。

2 改正内容

(1) 前文

字句の整理(「持続的な発展が可能な社会」を「持続可能な社会」に改める。)を行うとともに、「多様性」に関する記述を追加する。

(2) 安全・安心の向上(第6条関係)

安全・安心の向上に関わる事項に「健康危機」を追加するとともに、行政の責務として、「健康危機対応力」の強化を図ることを追加する(「行政は、… 防災力、防犯力等の強化を図り」を「行政は、… 防災力、防犯力、健康危機対応力等の強化を図り」に改める。)。

(3) 個人情報の保護（第9条関係）

『個人情報の保護に関する法律』の目的〔同法では、「個人の権利利益の保護」という主目的に随伴して「個人情報の有用性への配慮」が定められている。〕を踏まえ、
「行政は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、
個人情報を適正に取り扱わなければならない」こととする。

(4) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市みんなのまち基本条例

No.1

改 正 案	現 行
寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。 人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。 そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要がある。 市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。 私たちは、人類共通の願いである恒久平和と<u>持続可能な社会</u>が広く世界に築かれることを望み、 人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。	寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。 人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。 そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要がある。 市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。 私たちは、人類共通の願いである恒久平和と<u>持続的な発展が可能な社会</u>が広く世界に築かれることを望み、 人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

改 正 案	現 行
私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、<u>多様性を認め合い、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち” 寝屋川をつくり上げる</u>ことを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。 (安全・安心の向上) 第6条 市民は、<u>自然災害、犯罪、健康危機等</u>に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。 2 行政は、<u>自然災害、犯罪、健康危機等</u>から市民の生命、身体及び財産を守るため、<u>防災力、防犯力、健康危機対応力等</u>の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。 (個人情報保護) 第9条 行政は、<u>個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報</u>を適正に取り扱わなければならない。 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに<u>“みんなのまち” 寝屋川をつくり上げる</u>ことを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。 (安全・安心の向上) 第6条 市民は、<u>自然災害、犯罪等</u>に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。 2 行政は、<u>自然災害、犯罪等</u>から市民の生命、身体及び財産を守るため、<u>防災力、防犯力等</u>の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組まなければならない。 (個人情報保護) 第9条 行政は、<u>個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため</u>、<u>個人情報</u>を適正に取り扱わなければならない。

寝屋川市情報通信技術を活用した行政の 推進に関する条例の制定

1 制定理由

『情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律』の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 目的(第1条関係)

情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 定義(第2条関係)

用語の意義について定める。

- 「条例等」とは、寝屋川市の条例及び規則(行政委員会規程、企業管理規程などを含む。)並びに「条例による事務処理の特例制度」に係る大阪府の条例及び規則をいう。
- 「市の機関等」とは、①寝屋川市の執行機関、上下水道局若しくは議会又はこれらに置かれる機関 ②①の機関の職員(法令又は条例等上独立に権限を行使することを認められた職員) ③指定管理者 をいう。
- 「書面等」とは、書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 「署名等」とは、署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 「申請等」とは、申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- 「処分通知等」とは、処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為)の通知

その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

- 「縦覧等」とは、条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 「作成等」とは、条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 「手続等」とは、申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(3) 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）

※ 電子情報処理組織

＝ 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

- ア 申請等のうち 他の条例等において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- イ アにより行われた申請等については、当該他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- ウ アにより行われた申請等は、市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。
- エ 申請等のうち 他の条例等において署名等を行うことが規定されているものをアにより行う場合には、当該署名等については、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の規則で定める措置（氏名又は名称を明らかにする措置）をもって代えることができる。
- オ 申請等のうち 他の条例等において手数料等の納付の方法が規定されているものをアにより行う場合には、当該手数料等の納付については、電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法（情報通信技術を利用する方法）をもってすることができる。

(4) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

※ 電子情報処理組織

＝ 市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

- ア 処分通知等のうち 他の条例等において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、規則で定めるところにより、電

子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

イ アにより行われた処分通知等については、当該他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

ウ アにより行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

エ 処分通知等のうち他の条例等において署名等を行うことが規定されているものをアにより行う場合には、当該署名等については、規則で定める措置（氏名又は名称を明らかにする措置）をもって代えることができる。

(5) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

ア 縦覧等のうち他の条例等において書面等により行うことが規定されているものについては、規則で定めるところにより、電磁的記録に記録されている事項等により行うことができる。

イ アにより行われた縦覧等については、当該他の条例等により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(6) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

ア 作成等のうち他の条例等において書面等により行うことが規定されているものについては、規則で定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

イ アにより行われた作成等については、当該他の条例等により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

ウ 作成等のうち他の条例等において署名等を行うことが規定されているものをアにより行う場合には、当該署名等については、規則で定める措置（氏名又は名称を明らかにする措置）をもって代えることができる。

(7) 適用除外（第7条関係）

「手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があることなどの事由により、当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でな

いものとして規則で定めるもの」などについては、(3)から(6)までは適用しない。

(8) 添付書面等の省略（第8条関係）

他の条例等において申請等の際に添付することが規定されている規則で定める書面等（住民票の写し、登記事項証明書など）については、市の機関等が、規則で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(9) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条関係）

市長は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用等により公表するものとする。

(10) 委任（第10条関係）

規則への委任について定める。

(11) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

1 制定理由

『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (第3条関係)

ア 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』(内閣府・文部科学省・厚生労働省令)に定めるところによる。

イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制に関し、一学級の園児数については、アの省令の規定(「35人以下を原則とする」)を「満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下を、満4歳以上の園児については35人以下を原則とする」と読み替えて、条例で定める基準とする。

ウ 幼保連携型認定こども園においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

(2) 附則

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 『寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例』の一部改正

『寝屋川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例』として、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について定めるよう、現行の条例の規定の整理を行う。

【備考】

現行の『寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例』は、

- ①「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」
 - ②「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件」
- を定めている。

現行の①の基準の内容は『幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準』（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）と同一でなく、また、現行の②の要件の内容も『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準』（内閣府・文部科学省・厚生労働省告示）と同一でない。

そうしたなか、

- ①の基準については、当該内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正^{※1}が行われた（それに伴い、現行の条例の改正が必要となる）ことを機に、当該基準の内容を（学級の編制（一学級の園児数）を除き）当該内閣府・文部科学省・厚生労働省令と同一とすることとする。

※1 内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正

幼保連携型認定こども園における ①「業務継続計画の策定等」②「インクルーシブ保育」③「職員の数の算定に当たっての看護師等の特例」について定められた。

- ②の要件については、当該内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正^{※2}が行われたものの、従前のとおりとする。

※2 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における ①「職員の数の算定に当たっての看護師等の特例」②「虐待等の禁止」③「自動車を運行する場合（バス送迎）の所在の確認・安全装置の装備等」について定められた。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正

1 改正理由

福祉医療費助成制度に関する大阪府の制度改正を踏まえ、「生活保護を停止されている(=現に医療扶助を受けていない)者」について、各医療費の助成を行うこととするため、一部改正を行う。

2 改正内容

- (1) 『寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例』の一部改正〔第1条〕
対象者(第2条関係)
『寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例』の一部改正〔第2条〕
対象者(第2条関係)
『寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例』の一部改正〔第3条〕
対象者(第3条関係)

当該医療費の助成の対象者に関し、助成を行わないこととしている「生活保護を受けている者(被保護者)」から、「その保護を停止されている者」を除く。

(2) 附則

ア 施行期日

令和5年4月1日

イ 経過措置

改正後の各条例の規定は、施行期日以後に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正

No.1

1 寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例（第1条関係）

改正案	現行
(対象者) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者について は、前3項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助 成は行わない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けて いる者（その保護を停止されている者を除く。）又は中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6 年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(5) (略)	(対象者) 第2条 (略) 2・3 (略) 4 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者について は、前3項の規定にかかわらず、この条例による医療費の助 成は行わない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けて いる者 又は中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6 年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(5) (略)

2 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（第2条関係）

改正案	現行
(対象者) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けて	(対象者) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する 者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

改 正 案	現 行
いる者（その保護を停止されている者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(4) (略)	又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (2)～(4) (略)

3 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例（第3条関係）

改 正 案	現 行
(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者（その保護を停止されている者を除く。） (2) (略)	(対象者) 第3条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の寝屋川市重度障害者の医療費の助成に関する条例第2条第4項第1号、第2条の規定による改正後の寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第2条第1号及び第3条の規定による改正後の寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

1 改正理由

『大阪府国民健康保険運営方針』(令和3年度から令和5年度まで)を踏まえた国民健康保険の事務の実施に関わる規定の整備を行うとともに、『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を改める等のため、一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 出産育児一時金(第9条関係)

出産育児一時金の額を488,000円とする。〔現行=408,000円〕

(2) 基礎賦課限度額(第19条の5関係)

基礎賦課限度額を引き上げる。(620,000円→650,000円)

(3) 後期高齢者医療支援金等賦課限度額(第19条の5の10関係)

後期高齢者医療支援金等賦課限度額を引き上げる。(190,000円→200,000円)

(4) 保険料の減額(第22条の2関係)

『国民健康保険法施行令』の改正に伴い、低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減措置に係る所得判定基準を次のイ・ウのとおり改める。

ア 7割軽減に係る所得判定基準(現行のまま)

—	基礎控除額 43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
---	---------------------------------------

イ 5割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + <u>28.5 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)
改正後	基礎控除額 43 万円 + <u>29 万円</u> × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数* - 1)

ウ 2割軽減に係る所得判定基準

改正前	基礎控除額 43 万円 + $\frac{52 \text{ 万円}}{2} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数}^* - 1)$
改正後	基礎控除額 43 万円 + $\frac{53.5 \text{ 万円}}{2} \times \text{被保険者数} + 10 \text{ 万円} \times (\text{給与所得者等の数}^* - 1)$

* 給与所得者等の数＝世帯主及び当該世帯に属する被保険者等のうち、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数

(5) 令和 5 年度分の保険料率の特例（附則第51項～附則第57項関係）

令和 5 年度分の保険料率の特例について定める。〔激変緩和措置〕

(6) 附則

ア 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

イ 経過措置

(7) (1)は、施行期日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用する。

(イ) (2)から(5)までは、令和 5 年度以後の年度分の保険料について適用する。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第 1 項第 1 号

寝屋川市国民健康保険条例

No.1

改正案	現行
(出産育児一時金) 第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。 2・3 (略) (基礎賦課限度額) 第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の5の10 第19条の5の3又は第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>200,000円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める	(出産育児一時金) 第9条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。 2・3 (略) (基礎賦課限度額) 第19条の5 第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条第1項の基礎賦課額と第19条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>620,000円</u>を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第19条の5の10 第19条の5の3又は第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第19条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第19条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第22条及び第22条の2第1項において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第22条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第16条第1項又は第19条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める

改正案	現行
額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000	額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>620,000円</u>を超える場合には、<u>620,000円</u>）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000

改 正 案	現 行
0円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>650,000円</u>を超える場合には、<u>650,000円</u>」とあるのは「<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「65	0円を乗じて得た金額を加えた金額)に<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2 (略) 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の5の3第1項又は第19条の5の6」と、「<u>620,000円</u>を超える場合には、<u>620,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>を超える場合には、<u>190,000円</u>」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の5の5第2項」と読み替えるものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第16条第1項又は第19条の2第1項」とあるのは「第19条の7第1項」と、「62

改 正 案	現 行
0,000円を超える場合には、<u>650,000円</u>とあるのは「170,000円を超える場合には、170,000円」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。 附 則 1～50 (略) (令和5年度分の保険料率の特例) 51 令和5年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第19条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の459に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数 (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の338に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 アイ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の1,000分の203に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般	0,000円を超える場合には、<u>620,000円</u>とあるのは「170,000円を超える場合には、170,000円」と、第2項中「第19条第2項」とあるのは「第19条の9第2項」と読み替えるものとする。 附 則 1～50 (略) (新設)

改 正 案	現 行
被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額 52 令和5年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第19条の3中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第51項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の4中「市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第51項第2号に掲げる額」とする。 53 令和5年度分の退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額については、第19条の4の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第51項第3号アに定める額 (2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額 (3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の	(新設) (新設)

改 正 案	現 行
3 を乗じて得た額 54 令和5年度分の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、第19条の5の5の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の459に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の338に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の1,000分の203に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を乗じて得た額 ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た	(新設)

改 正 案	現 行
額 55 令和5年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定及び被保険者均等割額に関する第19条の5の7及び第19条の5の8の規定の適用については、第19条の5の7中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「附則第54項第1号に掲げる所得割の保険料率」と、第19条の5の8中「市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「附則第54項第2号に掲げる額」とする。 56 令和5年度分の退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額については、第19条の5の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 附則第54項第3号アに定める額 (2) 退職被保険者特定世帯 前号に定める額に2分の1を乗じて得た額 (3) 退職被保険者特定継続世帯 第1号に定める額に4分の3を乗じて得た額 57 令和5年度分の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第19条の9の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 所得割 介護納付金賦課総額の1,000分の459に相当する	(新設) (新設) (新設)

改 正 案	現 行
額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数 (2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の1,000分の541に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用し、同日前に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。 3 新条例第19条の5、第19条の5の10及び第22条の2並びに附則第51項から第57項までの規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	

寝屋川市旅館業法施行条例の一部改正

1 改正理由

「旅館業の営業」の距離制限*に係る施設の一つとして定めている「博物館に相当する施設として教育委員会(国又は独立行政法人が設置するもの)にあっては、文部科学大臣)が指定したもの」(指定施設)について、『博物館法』の改正により、同法における条項が移動したこと等に伴い、所要の規定の整理を行うため、一部改正を行う。

*1 『旅館業法』第3条第3項では、「旅館業(旅館・ホテル営業等)の営業許可」の申請に係る施設の設置場所が、①(第1号)「学校(大学を除く。)及び幼保連携型認定こども園」②(第2号)「児童福祉施設」③(第3号)「社会教育に関する施設その他の施設で、①②の施設に類するものとして条例で定めるもの」の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、当該許可を与えないことができることとされている。

*2 『旅館業法』第3条第3項第3号の「社会教育に関する施設その他の施設で、「学校(大学を除く。)及び幼保連携型認定こども園」・「児童福祉施設」に類するものとして条例で定めている施設

＝ 図書館、博物館及び博物館に相当する施設、公民館、都市公園、所定の専修学校及び各種学校、所定の青少年健全育成施設及びスポーツ施設等

2 改正内容

(1) 法(『旅館業法』)第3条第3項第3号の条例で定める施設(第3条関係)

「博物館に相当する施設として教育委員会(国又は独立行政法人が設置するもの)にあっては、文部科学大臣)が指定したもの」(指定施設)について、改正後の『博物館法』の規定等を引用する。

(2) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市旅館業法施行条例

No.1

改 正 案	現 行
(法第3条第3項第3号の条例で定める施設) 第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。 (1) (略) (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設 (3)～(6) (略) 2 (略) 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	(法第3条第3項第3号の条例で定める施設) 第3条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。 (1) (略) (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設 (3)～(6) (略) 2 (略)

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

1 改正理由

『建築基準法』の改正(『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』による『建築基準法』の改正)により、容積率等に関する制限の合理化*が行われることに伴い、当該『建築基準法』の改正による「住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定」及び「建築物の高さ制限に係る特例許可」の申請に対する審査の手数料を定めるため、一部改正を行う。

* 『建築基準法』の改正による、容積率等に関する制限の合理化

① 住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設

(改正後の『建築基準法』第52条第6項第3号関係)

住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等(給湯設備等を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないもの)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定するものの床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積には参入しないこととされた。

② 建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可制度の拡充 (改正後の『建築基準法』第55条第3項及び第58条第2項関係)

第一種低層住居専用地域等又は高度地区(都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区)内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が良好な住居・市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、所定の限度を超えるものとしてすることができることとされた。

2 改正内容

(1) 手数料の徴収(別表関係)

「住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定」及び「建築物の高さ制限に係る特例許可」の申請に対する審査の手数料を定める。

- 「住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定」の申請に対する審査の手数料
27,000円
- 「建築物の高さ制限に係る特例許可」の申請に対する審査の手数料
160,000円

(2) 附則

施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市建築基準法施行条例

No.1

改正案				現行			
別表 (第5条関係)				別表 (第5条関係)			
項	手数料を徴収する事務	金額		項	手数料を徴収する事務	金額	
1～9	(略)	(略)		1～9	(略)	(略)	
9-2	法第52条第6項第3号の規定に基づく認定の申請に対する審査	27,000円		(新設)			
10～12	(略)	(略)		10～12	(略)	(略)	
13	法第55条第3項又は第4項の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円		13	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円	
14・15	(略)	(略)		14・15	(略)	(略)	
15-2	法第58条第2項の規定に基づく許可の申請に対する審査	160,000円		(新設)			
16～32	(略)	(略)		16～32	(略)	(略)	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正

1 改正理由

『道路交通法』の改正により、自転車の運転者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務が定められたこと*等を踏まえ、必要な見直しを行うため、一部改正を行う。

* 『道路交通法』の改正による、自転車の運転者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務化

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととされた。

2 改正内容

(1) 自転車利用者の責務(第4条関係)

自転車利用者の責務として、「他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある行為をしないこと」を追加する。

(2) 乗車用ヘルメットの着用等(改正後の第11条の2関係)

自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないとともに、他人を当該自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(3) 附則

施行期日 令和5年4月1日

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

寝屋川市自転車安全利用条例

No.1

改 正 案	現 行
(自転車利用者の責務) 第4条 自転車利用者は、次の各号に掲げる法令に定める事項 その他自転車の安全な交通のために守るべき事項を遵守し なければならぬ。 (1)～(16) (略) 17 他の車両等の通行を妨害する目的で、道路における交通 の危険を生じさせるおそれのある行為をしないこと。 2 (略) (反射器材の備付け _____) 第11条 (略) (削る) (乗車用ヘルメットの着用等) 第11条の2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう 努めなければならない。 2 第9条第2項に定めるもののほか、自転車利用者は、他人 を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘル メットをかぶらせるよう努めなければならない。 3 第1項に定めるもののほか、高齢者は、自転車を利用する 場合には、自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を	(自転車利用者の責務) 第4条 自転車利用者は、次の各号に掲げる法令に定める事項 その他自転車の安全な交通のために守るべき事項を遵守し なければならぬ。 (1)～(16) (略) 2 (略) (反射器材の備付け及び乗車用ヘルメット等の着用) 第11条 (略) 2 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットそ の他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図る ための器具を使用するよう努めなければならない。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>図るための器具を使用するよう努めなければならない。</u> 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	

寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の制 定

1 制定理由

『児童福祉法』に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定する。

2 主な制定内容

(1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（第3条関係）

ア 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（厚生労働省令）に定めるところによる。

イ 放課後児童健全育成事業においては、暴力団等をその運営に関与させてはならない。

(2) 附則

ア 施行期日 令和5年4月1日

イ 現行の『寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』は、廃止する。

【備考】

現行の『寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』の内容は、『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』（厚生労働省令）と同一であるところ、当該厚生労働省令の改正^{*}が行われた（それに伴い、現行の条例の改正が必要となる）ことを機に、本条例を制定する。

※ 厚生労働省令の改正

放課後児童健全育成事業者に、①「安全計画の策定等」や「業務継続計画の策定等」②「自動車を運行する場合（バス送迎）の所在の確認」を義務付ける改正が行われた。

〔根拠法令〕

地方自治法第96条第1項第1号

(議案第 26 号関係)

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

契約の相手方の略歴・実績 別紙 1

監査委員の意見聴取 別紙 2

監 査 委 員 の 意 見 別紙 3

[根拠法令]

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項

別紙 1

包括外部監査契約の相手方の略歴・実績

住 所 [REDACTED]
 氏 名 岡 本 真 理 子 (おかもと まりこ)
 生年月日 [REDACTED]

略 歴

平成 20 年 12 月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
平成 21 年 3 月	京都大学文学部 卒業
平成 25 年 1 月	公認会計士登録
令和 3 年 7 月	有限責任監査法人トーマツ 退所
〃	岡本公認会計士事務所 設立
〃	一般社団法人行政経営支援機構 入所

包括外部監査に係る実績

平成 27 年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 債権管理事務について (市税を除く。)
平成 28 年度	尼崎市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 指定管理者制度について
平成 30 年度	奈良市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について
	堺市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 教育関連事業 (主として学校教育) に関する財務事務の執行について
令和 3 年度	東大阪市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 一般会計における補助金、助成金、交付金、利子補給金 その他補助金の性質を有する一切のものに係る財務事務の執行及び管理の状況について
令和 4 年度	寝屋川市包括外部監査人 〔テーマ〕 債権管理事務について
	泉南市包括外部監査補助者 〔テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について



監 第 958 号
令和4年12月21日

寝屋川市代表監査委員

九鬼 康夫 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



令和5年度包括外部監査契約の締結について（協議）

令和5年度包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定により、監査委員の御意見をお伺いいたします。

記

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告のため。

2 契約の相手方

(1) 住所



(2) 氏名

岡本 真理子

(3) 資格

公認会計士（登録 平成25年1月24日 第30386号）

(4) その他

地方自治法第252条の28第3項に関する欠格事由がない方であります。

3 契約の始期

令和5年4月1日

4 契約の金額

金8,195,000円を上限とする額

5 契約金の算定方法

別表のとおり

6 契約金の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。



別 表

基本費用	500,000円
執務費用	執務費用は、次の包括外部監査人執務費用及び補助者執務費用の合算額とする。 (1) 包括外部監査人執務費用 包括外部監査人が監査に要した執務日数に 80,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、包括外部監査人の執務時間の合計を7で除して得た数とする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。 (2) 補助者執務費用 外部監査人補助者が監査の事務の補助に要した執務日数に 80,000 円を乗じた金額とする。 ただし、執務日数は、外部監査人補助者の執務時間の合計を7で除して得るものとする。なお、執務日数に端数が生じたときは、端数が0.5以上のときは切り上げて、端数が0.5未満のときは切り捨てるものとする。 また、執務費用の対象となる執務は、寝屋川市が指定する場所で執務した場合（調査対象施設への実地調査やヒアリング、報告書に係る市長等への提出等を含む。）に限る。
諸経費	550,000 円 諸経費は、交通費、印刷費、その他一切の事務費を含む。

※ 上記の金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。



監 第 960 号
令和4年12月28日

寝屋川市長 広瀬慶輔様

寝屋川市監査委員

九鬼康夫



廣岡芳樹



高見雄夫



令和5年度包括外部監査契約の締結に係る意見について

令和4年12月21日付監第958号により令和5年度包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、意見を求められたため、下記のとおり意見を述べます。

記

本件契約を締結することに異議ありません。



(議案第 27 号関係)

市 道 の 廃 止

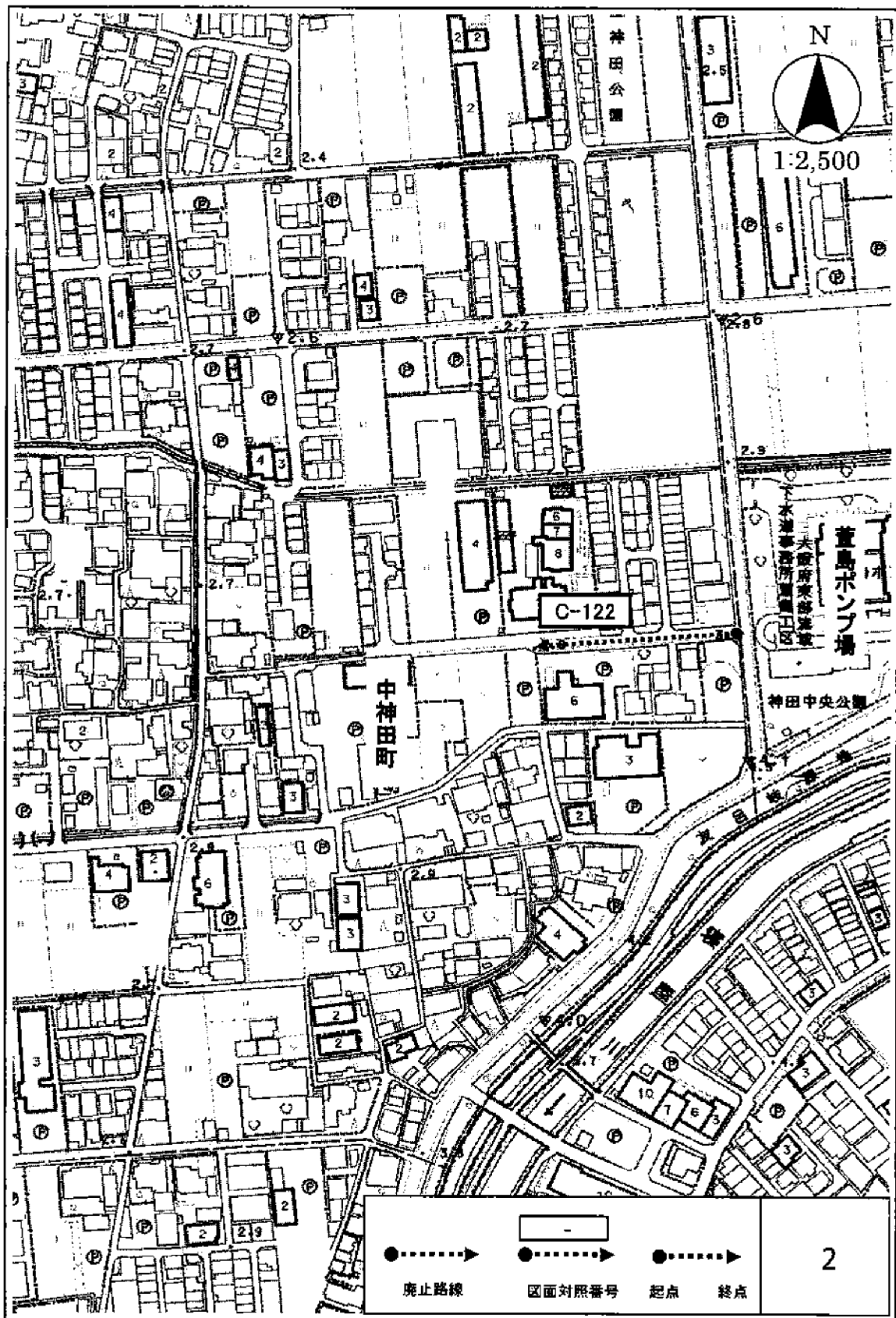
区 分	総 延 長	路 線 数
廃 止 予 定 数 値	1,089.92 m	4 路線
現 在 数 値	330,045.78 m	2,099 路線
廃 止 後 予 定 数 値	328,955.86 m	2,095 路線

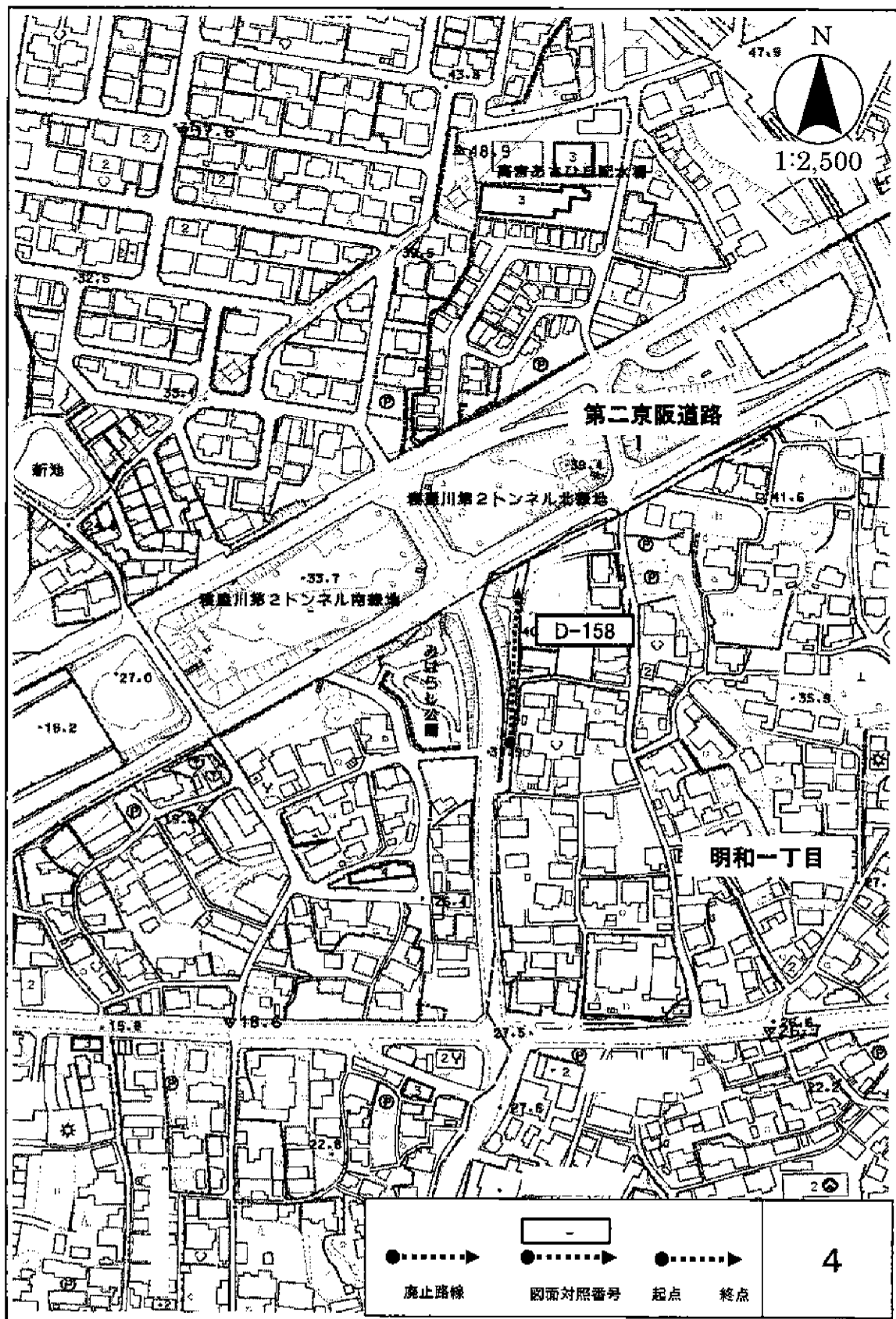
〔根拠法令〕

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項

図面対照 番号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-663	対馬江大利線	850.00	20.00	20.00	起点及び終点の変更による	1
C-122	中神田2号線	105.22	6.61	10.70	終点の変更による	2
D-154	明和二丁目2号線	44.60	2.90	3.04	都市計画道路梅が丘高柳線付帯事業による	3
D-158	明和一丁目小路北町1号線	90.10	4.32	4.7	終点の変更による	4







(議案第 28 号関係)

市 道 の 認 定

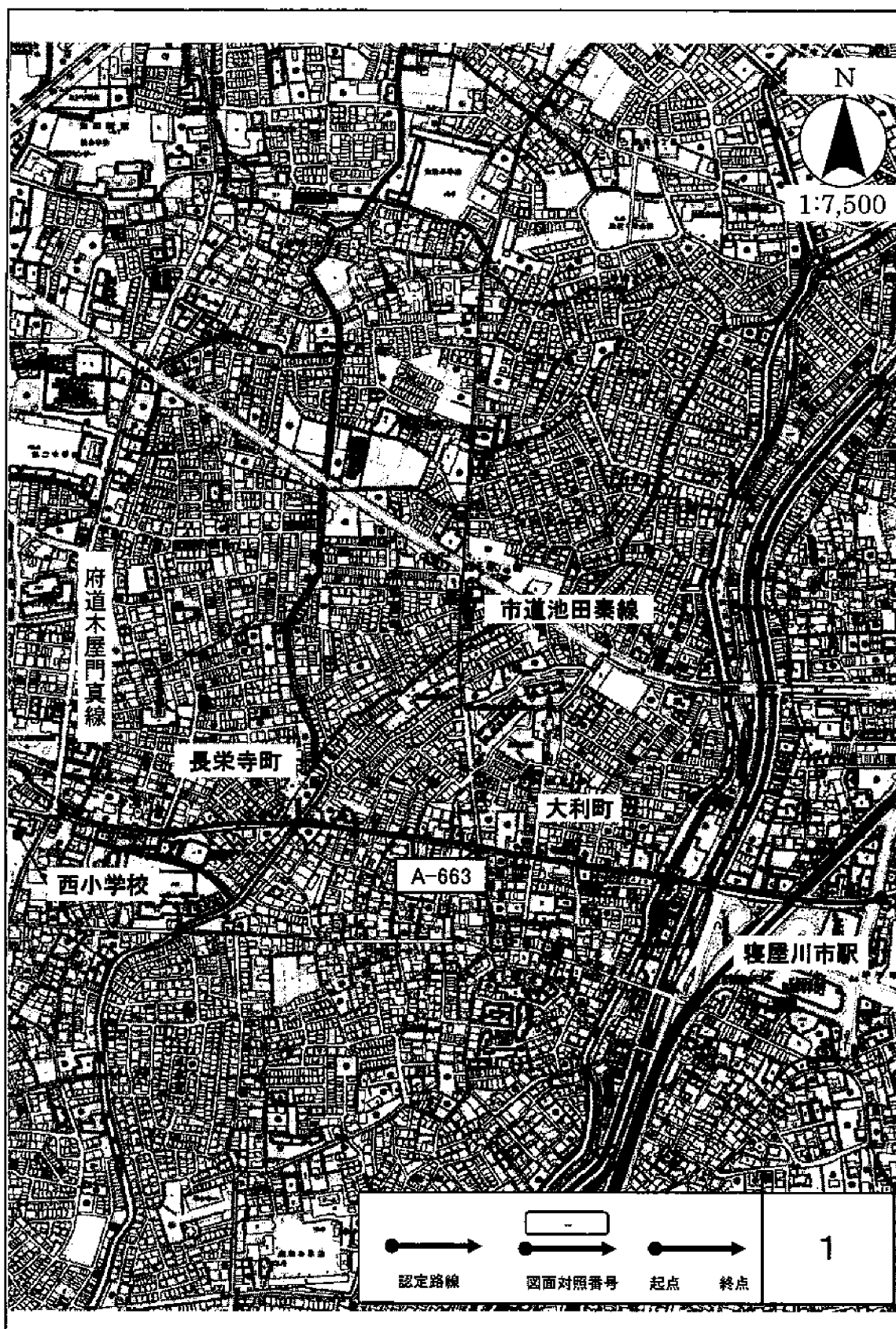
区 分	総 延 長	路 線 数
認 定 予 定 数 値	3,053.80 m	28 路線
廃 止 予 定 数 値	1,089.92 m	4 路線
現 在 数 値	330,045.78 m	2,099 路線
廃 止 後 予 定 数 値	328,955.86 m	2,095 路線
認 定 後 予 定 数 値	332,009.66 m	2,123 路線

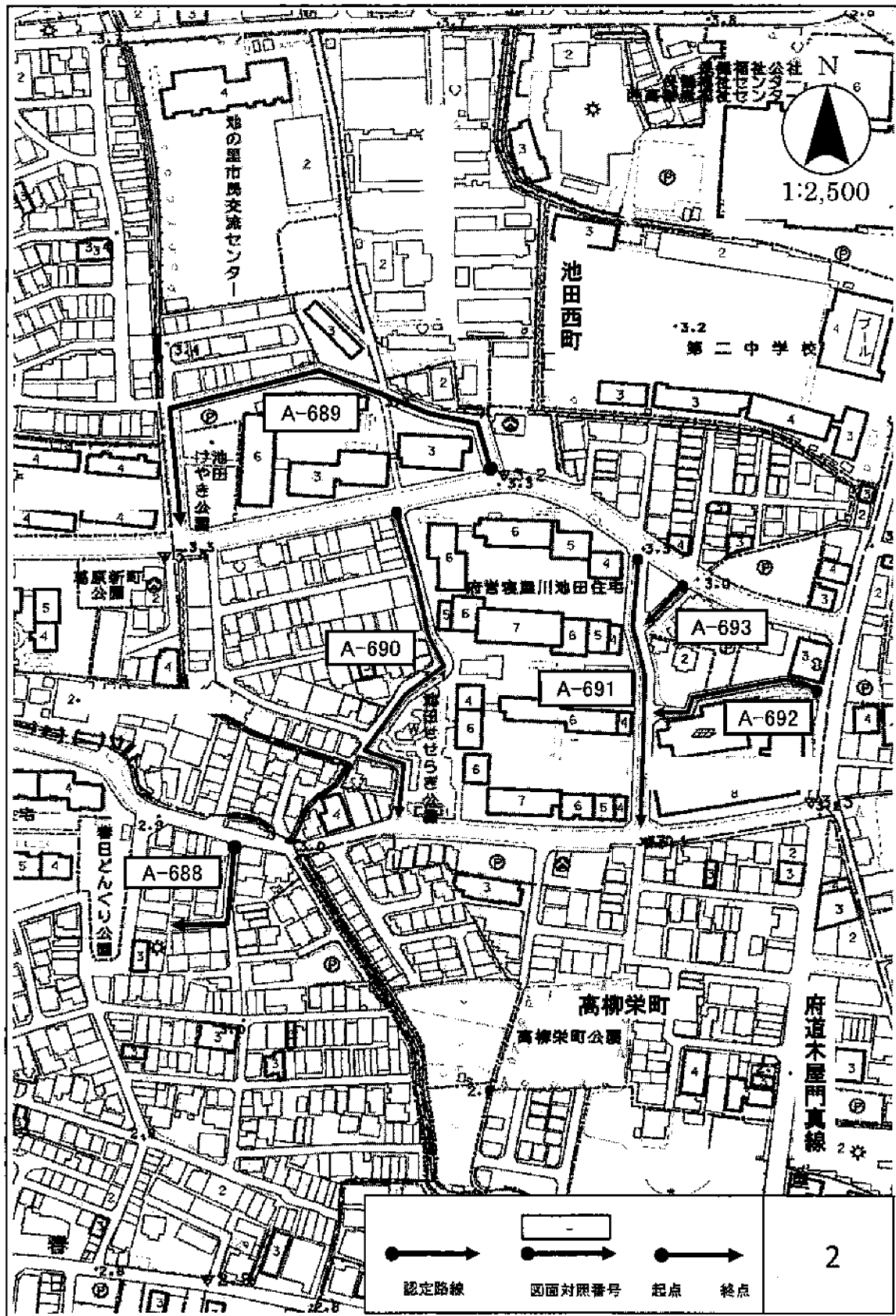
〔根拠法令〕

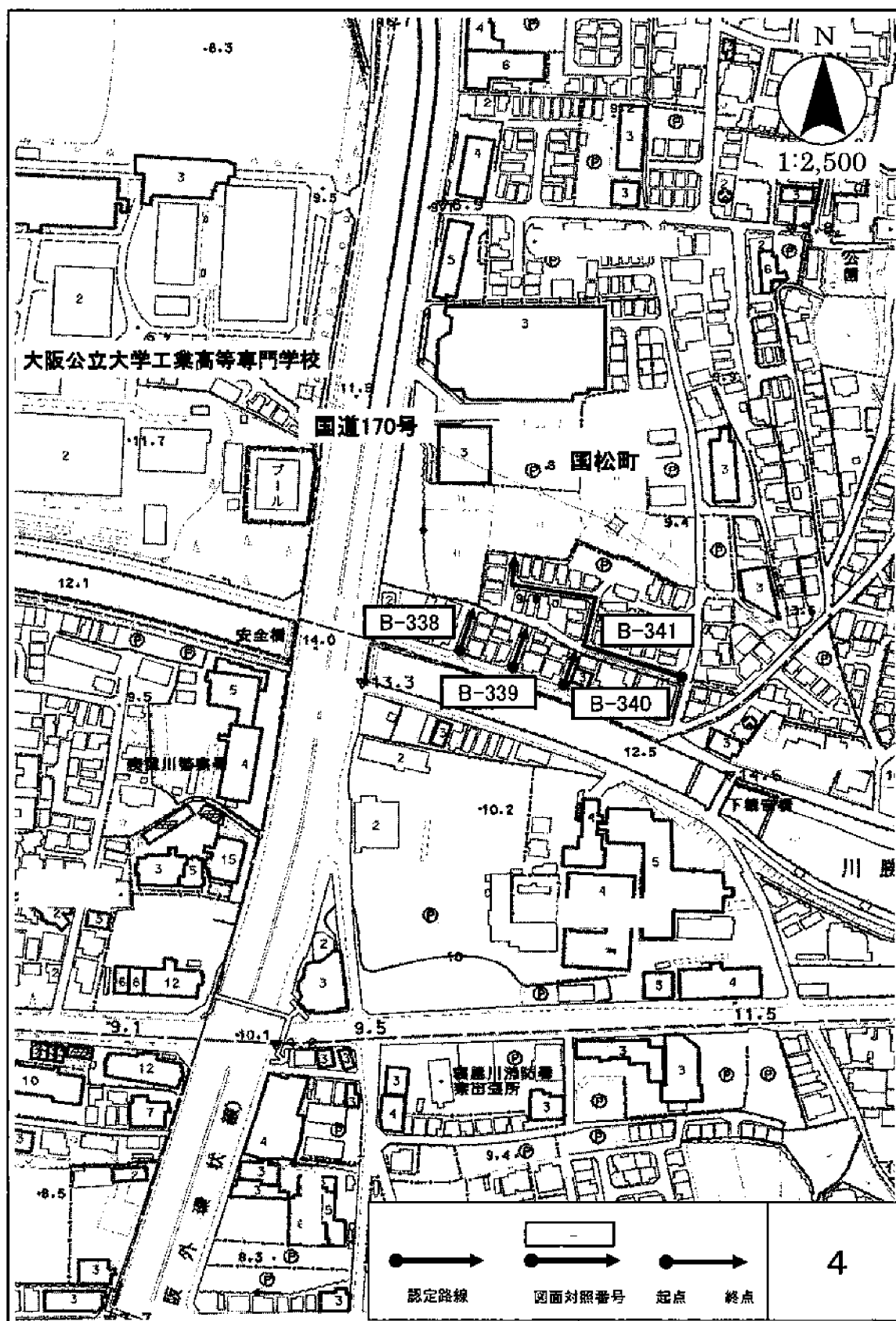
道路法第8条第2項

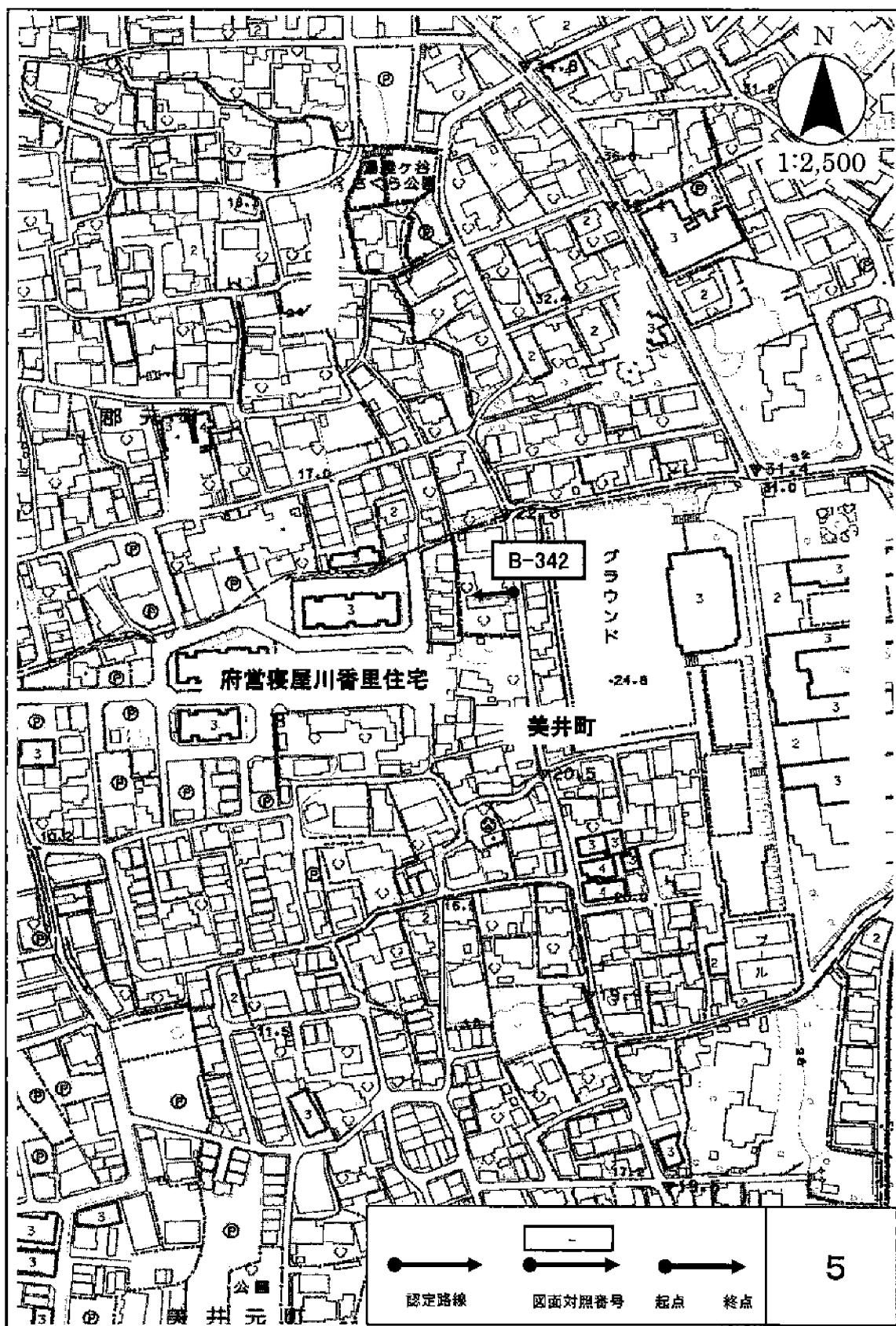
図面対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
A-663	対馬江大利線	1072.00	7.90	20.00	大阪府からの引継ぎによる(起点及び終点の変更)	1
A-688	葛原新町9号線	63.20	4.70	5.81	民間開発による	2
A-689	池田西2号線	218.80	5.50	11.00	大阪府からの引継ぎによる	
A-690	池田西3号線	160.50	6.30	6.60	大阪府からの引継ぎによる	
A-691	池田西4号線	126.40	8.00	8.70	大阪府からの引継ぎによる	
A-692	池田西5号線	82.80	3.00	5.80	大阪府からの引継ぎによる	
A-693	池田西6号線	24.20	4.70	4.70	大阪府からの引継ぎによる	
A-694	仁和寺四丁目22号線	28.00	4.40	4.40	民間開発による	3
B-338	国松37号線	22.00	4.70	4.70	民間開発による	4
B-339	国松38号線	22.00	4.70	4.70	民間開発による	
B-340	国松39号線	19.10	4.70	4.70	民間開発による	
B-341	国松40号線	114.00	4.70	4.70	他課からの所属替えによる	
B-342	美井町9号線	20.00	4.70	4.70	民間開発による	5
C-122	中神田2号線	159.70	6.61	10.70	民間開発による (終点の変更)	6

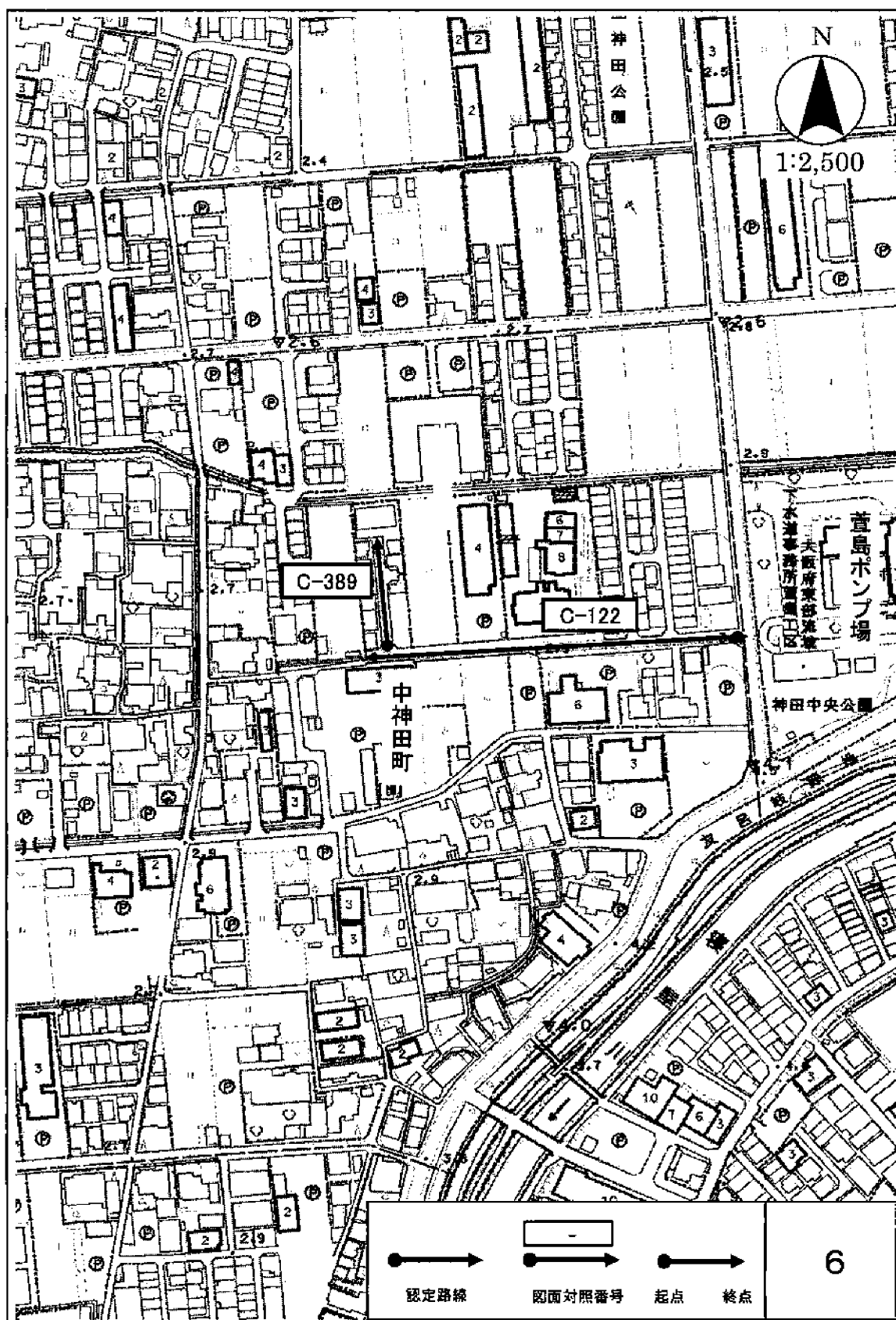
図面対照 番 号	路 線 名	延長 (m)	幅員 (m)		備 考	図面頁
			最小	最大		
C-389	中神田21号線	53.90	4.70	5.00	他課からの所属替えによる	6
C-390	対馬江西10号線	56.10	4.70	4.70	民間開発による	7
D-158	明和一丁目小路北町 1号線	134.30	4.32	4.70	民間開発による (終点の変更)	8
D-691	明和一丁目11号線	48.50	4.70	4.70	民間開発による	
D-692	小路北町21号線	79.30	6.00	6.00	街なみ環境整備事業による	
D-693	堀溝二丁目4号線	33.30	4.70	4.70	民間開発による	9
D-694	河北西38号線	65.40	4.70	4.70	民間開発による	10
D-695	太秦中17号線	37.60	4.20	4.50	他課からの所属替えによる	11
D-696	太秦中18号線	93.60	5.20	5.20	他課からの所属替えによる	
D-697	太秦中19号線	53.00	4.20	4.20	他課からの所属替えによる	
D-698	太秦中20号線	53.60	4.20	4.20	他課からの所属替えによる	
D-699	太秦中21号線	154.50	4.20	4.20	他課からの所属替えによる	
D-700	太秦中22号線	23.00	4.20	4.20	他課からの所属替えによる	
D-701	新家二丁目10号線	35.00	4.70	4.70	民間開発による	12

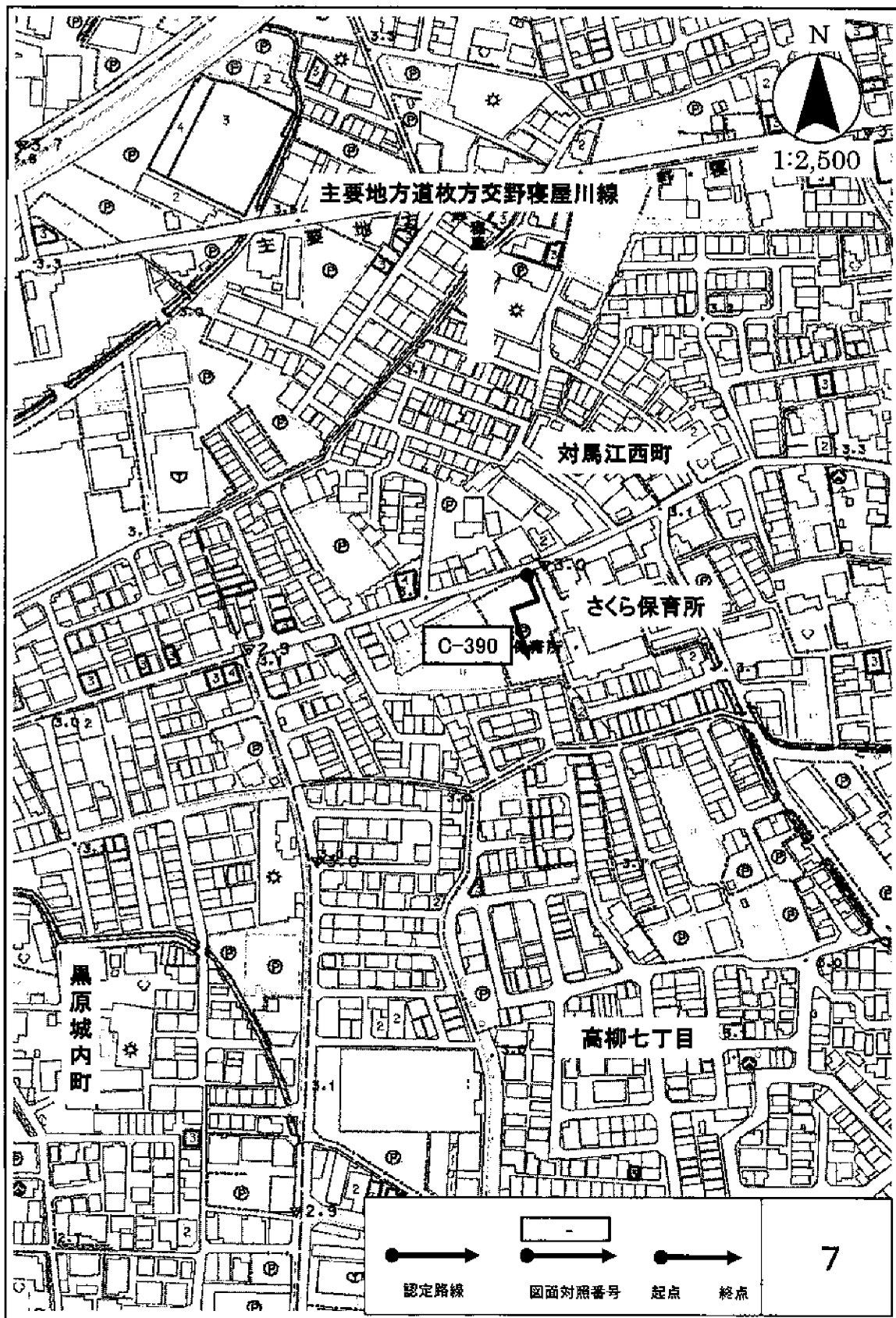


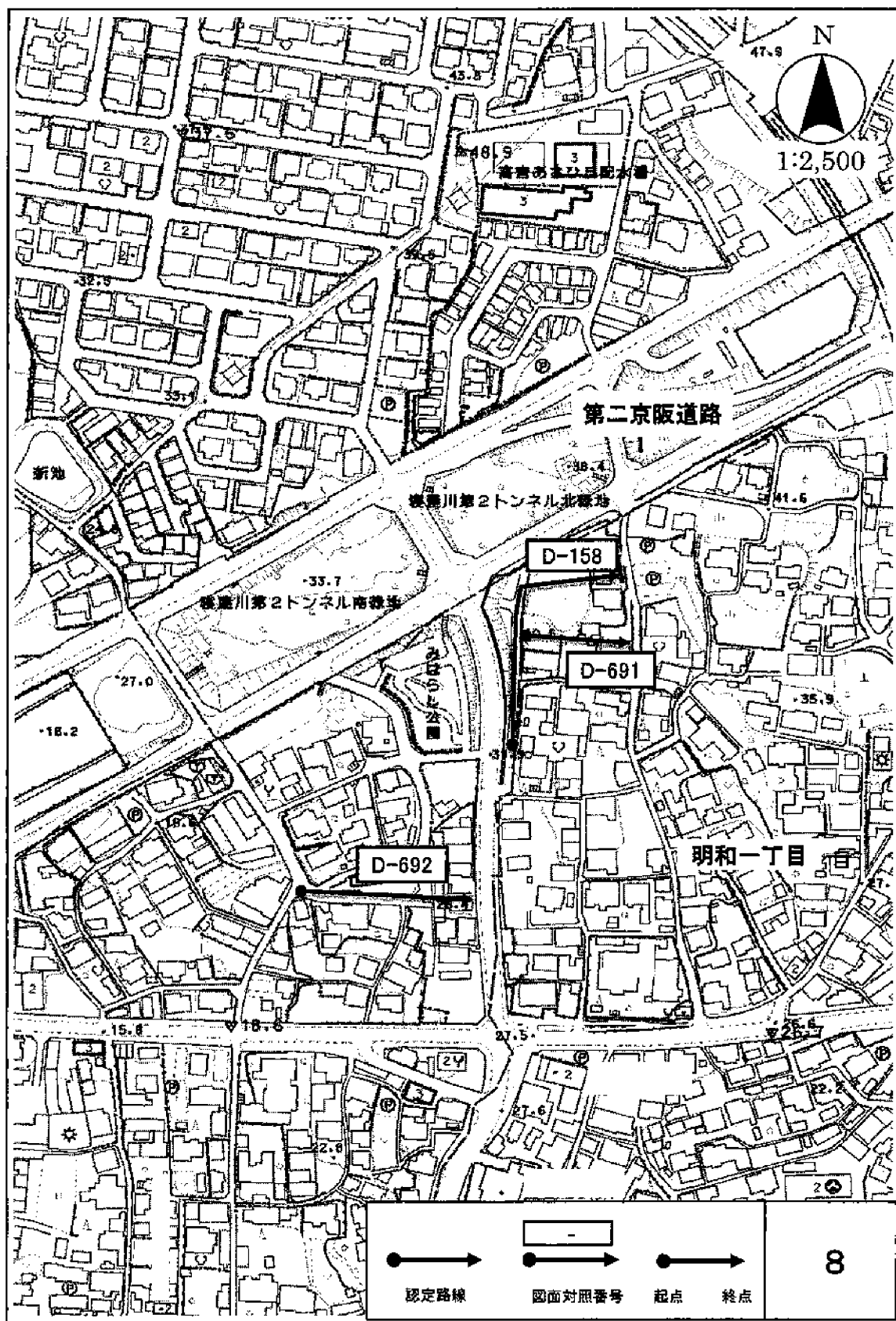


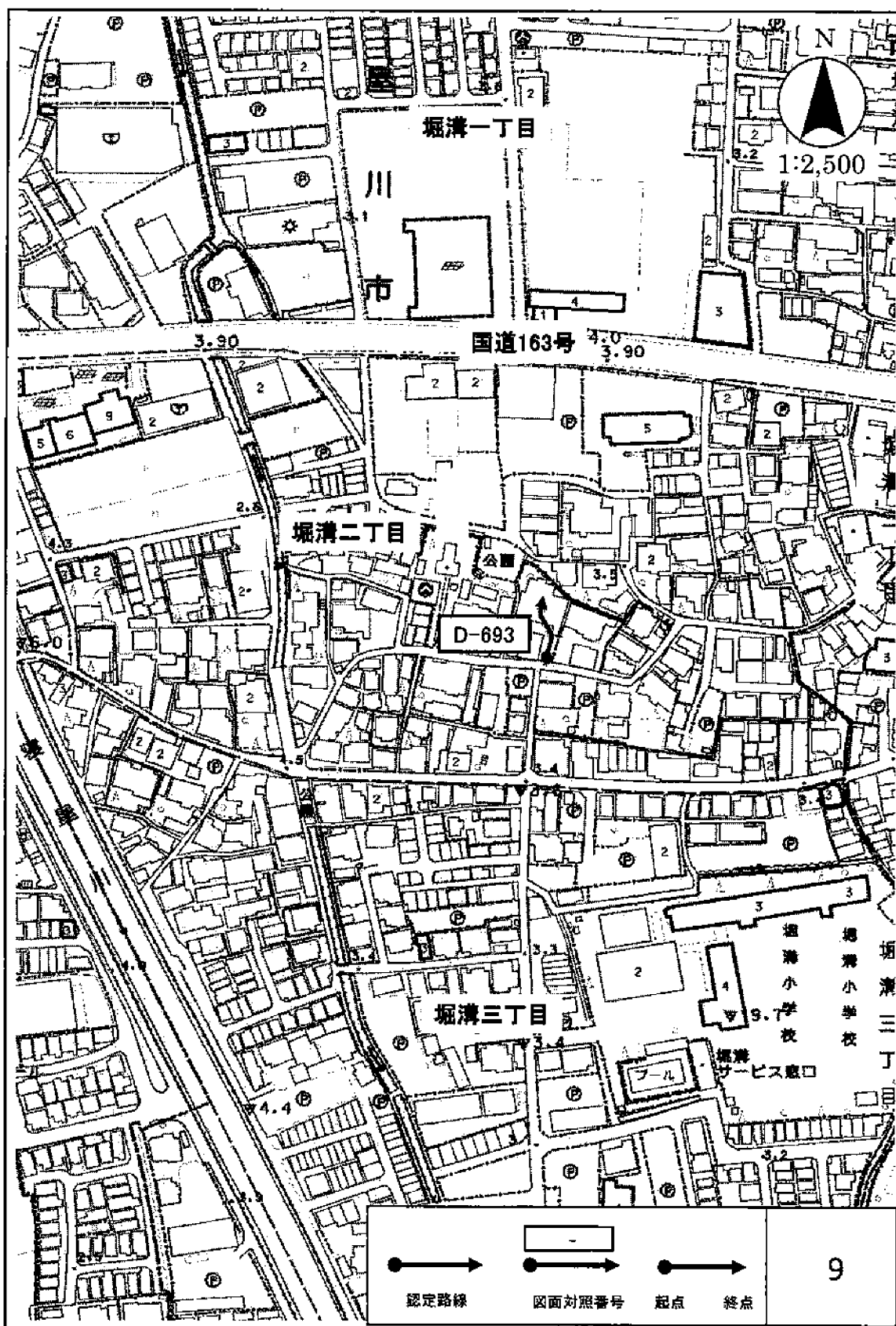


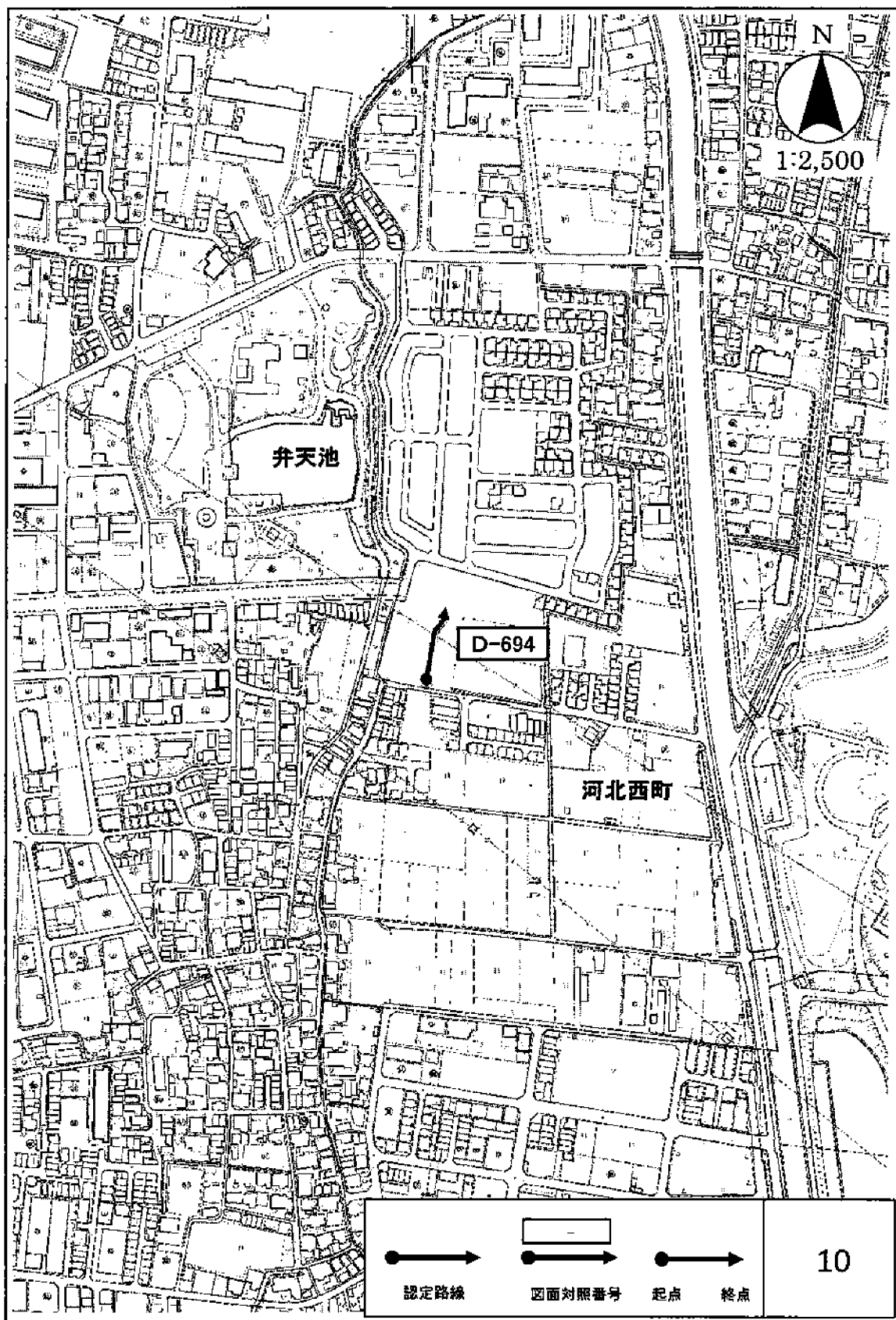


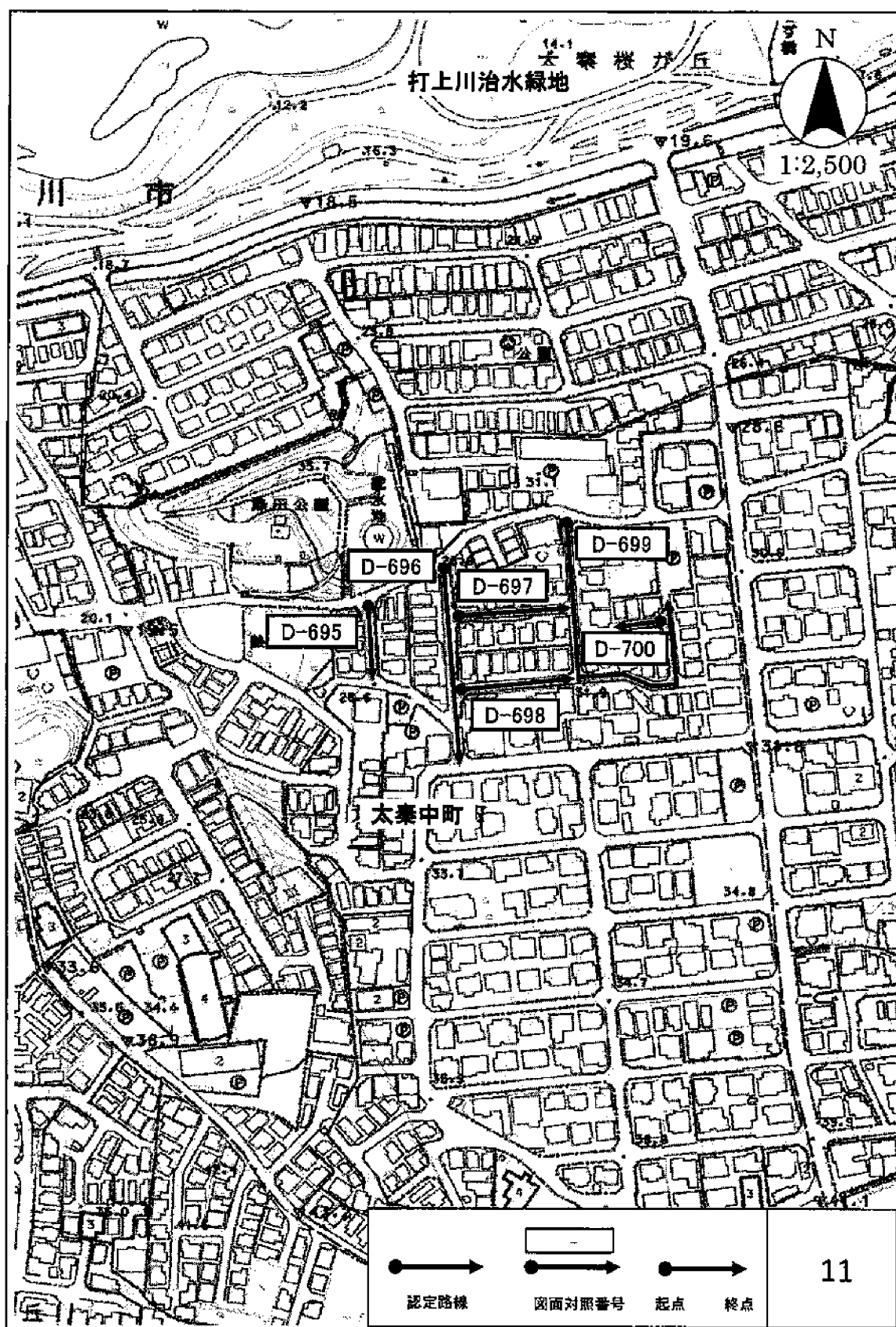


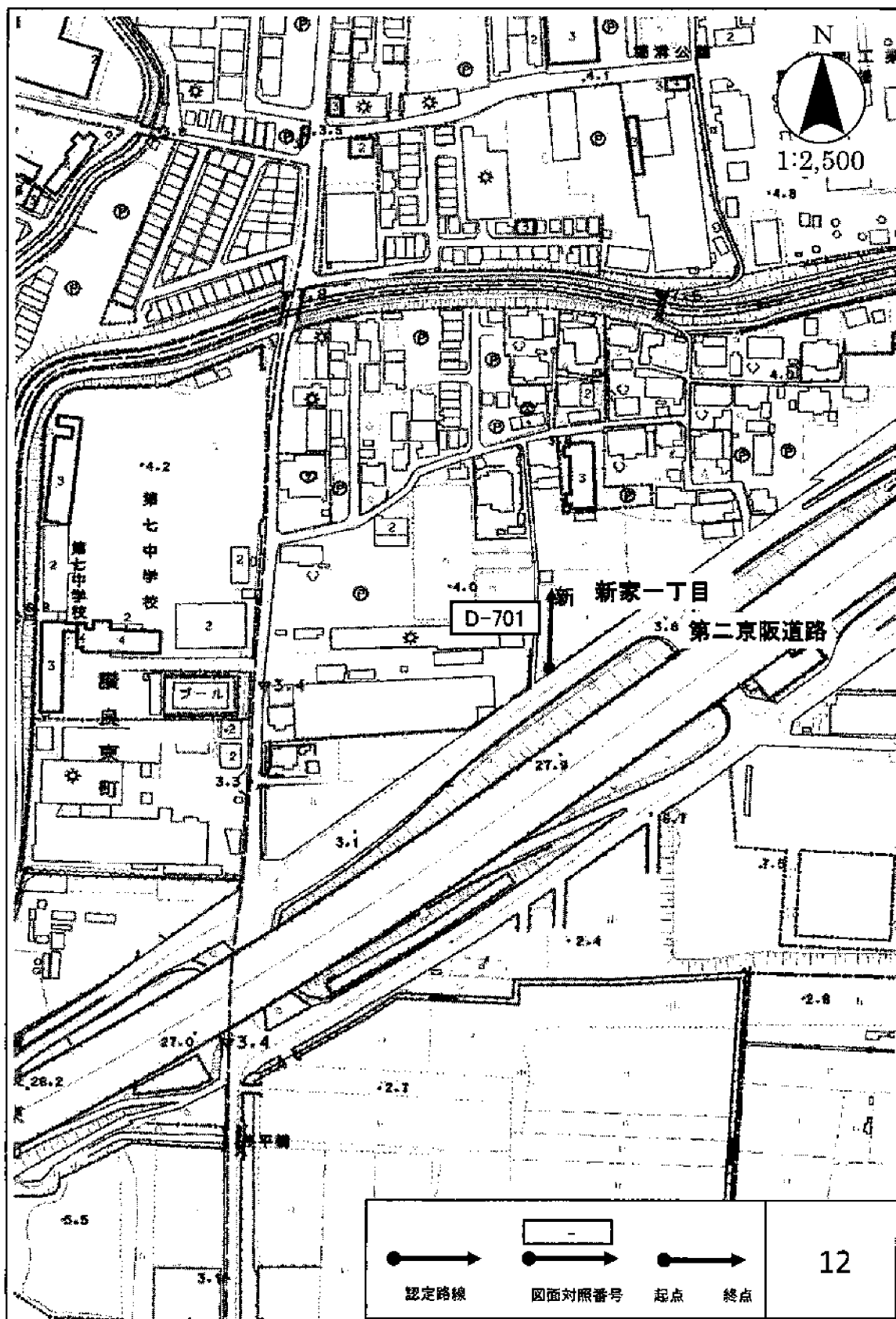












(議案第 31 号関係)

有 功 者 の 選 定

寝屋川市有功者選定諮問委員会の答申 60 ページ

〔根拠法令〕

寝屋川市有功者表彰条例第2条

別紙



寝有選第3号

令和5年2月16日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市有功者選定諮問委員会

委員長 板坂 千鶴子

寝屋川市有功者の推薦について（答申）

令和4年2月16日付け、経市第1456号において諮問のありました標記の件について、下記の者が寝屋川市有功者として推薦されるにふさわしい者であると認められるので、ここに答申いたします。

記

	(氏 名)	(該当基準)
1	つとむか 喜久雄 辻岡 喜久雄	規則第2条第1項第8号該当